

保険期間の初日が2022年1月以降9月以前のご契約

2021年12月

P a y P a y ほけん あんしんドライブをご契約いただく皆さまへ

重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点についてはP a y P a y ほけんお問い合わせフォームでお問い合わせください。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、本書面に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

あんしんドライブ（正式名称：時間単位型自動車保険）はP a y P a y 株式会社を保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）、P a y P a y ほけんアプリの「被保険者」画面で設定された方を記名被保険者とする一般包括契約です。

＜用語のご説明＞

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「時間単位型自動車保険約款」をご確認ください。

用語	用語の定義
【記名被保険者】	運転免許証（仮免許証を除きます。）をお持ちの方1名で、P a y P a y ほけんアプリの「被保険者」画面で借用自動車を運転される方として設定された方をいいます。
【ご親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。
【自己負担額】	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、被保険者に自己負担いただく額をいいます。
【借用自動車】	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、P a y P a y ほけんアプリで運転する自動車として登録された次の用途車種の自動車をいいます。 ただし、「記名被保険者」、「記名被保険者の配偶者」、「記名被保険者が役員となっている法人」、「臨時被保険者またはその配偶者」※1 が所有する自動車※2 を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ※1 「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約」を付帯したご契約で、かつ、その臨時被保険者が運転中の場合に限り、借用自動車には含まれません。 ※2 保有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り受けた自動車を含みます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方※1 および同性パートナー※2 を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態に

	ある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
【被保険者】	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
【普通保険約款】	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
【保険金】	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
【保険金額】	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
【保険料 (保険料相当額)】	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、保険契約者に対してお支払いいただく金銭のことをいいます。
【用途車種】	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注) ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。
【臨時被保険者】	記名被保険者の承諾を得て借用自動車を運転する方をいいます。

ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

あんしんドライブでは、記名被保険者が借用自動車を運転中に発生した事故に対して保険金をお支払いします。

(1) ご契約プラン

次の3つのプランから選択します。プランは保険期間を通して同一とします。

基本的な補償、特約		お手軽プラン	基本プラン	安心プラン
相手への賠償	対人賠償責任保険	無制限	無制限	無制限
	対物賠償責任保険	無制限	無制限	無制限
	対物全損時修理差額費用特約	○	○	○
ご自身・同乗者の補償	人身傷害保険 人身傷害入院定額給付金 10万円	×	×	3,000万円
	人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約	×	×	1,000万円
	搭乗者傷害特約（一時金払）	1,000万円	1,000万円	×
	自損事故傷害特約	1,500万円	1,500万円	×
お車の補償	借用自動車の車両復旧費用特約	×	300万円 (自己負担額 15万円)	300万円 (自己負担額 10万円)
	借用自動車のロードアシスタンス特約	○	○	○
	借用自動車の事故時代車費用特約	×	×	5,000円／日 (30日限度)

(注) ご契約期間の初日がPayPayほけんのアカウント登録を行った日から7日以内の場合、基本プラン

ランと安心プランはご契約できません。ただし、P a y P a yほけんのアカウント登録を行った日から7日以内の場合でも、本人確認の手続きを実施いただくことでご契約可能となります。

(2) 補償の重複に関するご注意

搭乗者傷害特約（一時金払）以外の補償については、借用自動車の自動車保険や、記名被保険者または記名被保険者のご家族がご契約している自動車保険がある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

【他の自動車保険から保険金が支払われる例】

- ・記名被保険者の同居のご親族の自動車を借りた場合で、同居のご親族の自動車保険に補償される運転者の範囲が設定されていないとき
- ・友人の自動車を借りた場合で、記名被保険者またはそのご親族の自動車保険に他車運転特約※が付帯されているとき

※特約の補償内容等については、保険会社により異なります。詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。

(3) 記名被保険者の設定

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許証（仮免許証を除きます。）をお持ちの方※1名で、かつP a y P a yほけんアプリの「被保険者」画面で借用自動車を運転される方としてご契約された方が記名被保険者となります。

※普通自動車を運転することができる運転免許をお持ちの方に限ります。

(4) 対象となる借用自動車

記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、P a y P a yほけんアプリで、運転する自動車として登録された次の用途車種の自動車が対象となります。

- 自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車

借用自動車を特定するために、ご契約時に借用自動車の登録番号（車両番号）を登録いただけます。ただし、次の自動車を登録することはできません。

- 次のいずれかに該当する方が所有する自動車※1
 - ・記名被保険者またはその配偶者
 - ・記名被保険者が役員となっている法人
- レンタカー※2（カーシェアリングを含みます。）
- 分類番号が8で始まる自動車
- 運転する予定のない自動車
- 車検切れの自動車や一時抹消をしている自動車
- 実在しない自動車
- 損保ジャパンが別に定める高額な自動車

(注) 臨時被保険者またはその配偶者が所有する自動車は借用自動車として登録が可能です。ただし、「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約」を付帯した契約で、かつ、その臨時被保険者が運転中の場合は、借用自動車には含まれず補償の対象外となります。

後日、借用自動車の対象外となる自動車でご契約された事実が判明した場合は、ご契約を取り消し、保険金をお支払いできないことがあります。その場合、ご契約内容につきまして、取扱代理店または損保ジャパンからお客さまや借用自動車の所有者に対して直接確認をさせていただくことがあります。

※1 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

※2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

2. 通信に関する事項

(1) 通信環境

電波の安定した環境にてご契約のお手続きを行ってください。通信状況によりご契約のお手続き完了前に接続が切れてしまった場合は、ご契約のお手続きが有効に成立していない場合があります。お手続き状況をご確認いただき、未成立の場合は、最初からご契約のお手続きをやり直してください。

(2) パケット通信料

ご契約のお手続きを行う際に発生するパケット通信料は、お客様のご負担となります。

(3) 通信トラブル時の取扱代理店および損保ジャパンの責任

保険契約者、取扱代理店および損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となつたためにお客様に生じた損害につきましては、取扱代理店および損保ジャパンは責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏えいしたためにお客様に生じた損害につきましても、取扱代理店および損保ジャパンは責任を負いません。その他については日本国内の法令によります。

3. 基本的な補償および主な付帯サービス等

(1) 基本的な補償内容

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償責任保険 お手軽プラン 基本プラン 安心プラン 記名被保険者が借用自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※1などもお支払いします。	<ul style="list-style-type: none">・記名被保険者などの故意によって生じた損害・次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって記名被保険者が被った損害<ul style="list-style-type: none">① 記名被保険者のご父母、配偶者またはお子さま② 記名被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用者・台風、洪水、高潮によって生じた損害
	対物賠償責任保険 お手軽プラン 基本プラン 安心プラン 記名被保険者が借用自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、借用自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用※1などもお支払いします。	<ul style="list-style-type: none">・記名被保険者などの故意によって生じた損害・次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって記名被保険者が被った損害<ul style="list-style-type: none">① 記名被保険者② 記名被保険者のご父母、配偶者またはお子さま・台風、洪水、高潮によって生じた損害
	対物全損時修理差額費用特約 お手軽プラン 基本プラン 安心プラン 対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超えて、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none">・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転し
→	人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none">・被保険者の故意または重大な過

	<p>安心プラン</p> <p>借用自動車に搭乗中の方などが自動車事故※2により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>人身傷害入通院定額給付金</p> <p>安心プラン</p> <p>借用自動車に搭乗中の方などが自動車事故によりケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに定額給付金10万円をお支払いする特約です。</p> <p>人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約</p> <p>安心プラン</p> <p>借用自動車に搭乗中の方などが、自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに定額給付金をお支払いする特約です。</p> <p>搭乗者傷害特約(一時金払)</p> <p>お手軽プラン 基本プラン</p> <p>借用自動車に搭乗中の方が、自動車事故※2により亡くなられた場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。</p> <p>治療日数が1日から4日の場合：ケガの内容にかかわらず1万円</p> <p>治療日数が5日以上の場合：10万円※3</p> <p>自損事故傷害特約</p> <p>お手軽プラン 基本プラン</p> <p>自損事故（電柱との衝突など）で、借用中の自動車を運転中の記名被保険者または搭乗中のご家族の方が亡くなられた場合やケガをされた場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき被保険者1名ごとに、所定の保険金をお支払いする特約です。</p>	<p>失によってその本人に生じた傷害</p> <ul style="list-style-type: none"> 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた傷害 <p>ている間に生じた事故による損害など</p>
お車の補償	<p>借用自動車の車両復旧費用特約</p> <p>基本プラン 安心プラン</p> <p>借用自動車を運転中※4の偶然な事故による借用自動車の損害に対して、記名被保険者が負担された修理費※5または再取得費用※6を、300万円を限度にお支払いする特約です。</p> <p>借用自動車の事故時代車費用特約</p> <p>安心プラン</p> <p>借用自動車の車両復旧費用特約のお支払いの対象となる事故により借用自動車に損害が生じた場合に、修理などで借用自動車を使用できない期間※7のレンタカー費用をお支払いする特約です。なお、1事故につき、5,000円に代車の利用日数（30日を限度とします。）を乗じた額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記名被保険者、借用自動車の所有者などの故意または重大な過失によって生じた損害 盗難によって生じた損害 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗 故障損害 付属品（カーナビゲーションシステム、ETC車載器など）のうち借用自動車に定着されていない物またはタイヤの単独の損害（火災を除きます。） 法令により禁止されている改造を行った部分および付属品に生じた損害 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害

		ツグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害など	
	<p>借用自動車のロードアシスタンス特約</p> <p>お手軽プラン 基本プラン 安心プラン</p> <p>借用自動車を運転中※4 の事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーけん引費用および応急処置費用を合計で、15 万円を限度に保険金をお支払いする特約です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者、被保険者、借用自動車の所有者などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・盗難によって生じた損害 ・雪道、ぬかるみ、砂浜などによるタイヤのスタック（空回り）やスリップなど単に走行が困難な場合に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 <p>など</p>	

※1 損保ジャパンの同意を得て支出された費用に限ります。

※2 借用自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

※3 腕や脚の骨折・切断・脳挫傷など一部の重いケガについては、その内容に応じて 30 万円、50 万円または 100 万円をお支払します。

※4 駐車または停車中を除きます。

※5 修理費が借用自動車の時価額を超えた場合であっても、実際に負担した修理費とします。

※6 再取得費用は、「修理費」「代替自動車の再取得費用」「借用自動車の時価額」のいずれか低い額となります。

※7 事故発生日などの翌日から起算して 1 年以内に限ります。

(2) 自己負担額

借用自動車の車両復旧費用特約は、ご加入のプランに応じて自己負担額が設定されます。

- 基本プラン：15 万円
- 安心プラン：10 万円

(3) 保険金額の設定

保険金額は、ご契約プランにより決定されます。補償内容ごとの保険金額は、PayPayほけんアプリのプラン選択画面でご確認ください。契約プランごとの保険金額は 1. (1) ①ご契約プランでご確認ください。

(4) 時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約

臨時被保険者が借用自動車を運転中の事故についてもその臨時被保険者を記名被保険者とみなして保険金をお支払いすることなどを定める特約です。

(注) ご利用開始日時以降にこの特約を追加または削除することはできません。

(5) 付帯サービス

ロードアシスタンスのサービスメニューとして、「レッカーけん引」、「応急処置」および「燃料切れ時の給油サービス」をご利用いただけます。詳しくは、「時間単位型自動車保険約款」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

(6) ご契約期間および補償の開始・終了時期

- ご契約期間

12 時間単位で定めます。ただし、7 日間（168 時間）を限度とします。

ご契約期間には半日型と1日型があり、利用期間に応じて次のいずれかを選択します。

半日型	1日型
0.5日(12時間)	1日(24時間)
1.5日(36時間)	2日(48時間)
2.5日(60時間)	3日(72時間)
3.5日(84時間)	4日(96時間)
4.5日(108時間)	5日(120時間)
5.5日(132時間)	6日(144時間)
6.5日(156時間)	7日(168時間)

● ご利用開始日時

PayPayほけんアプリの加入詳細画面に表示された時刻をご利用開始時刻（保険責任開始時刻）とします。

● ご利用終了日時

ご利用開始日時からご契約期間経過後以降の最初の整数時とします。

(注1) ご利用期間は、お申込み画面にて必ずご確認ください。

(注2) 時刻は日本時間表示となります。

<ご利用終了日時の考え方>

ご契約期間を0.5日(12時間)とし、お申込み後すぐに補償を開始した場合のご利用終了日時は次のとおりです。

(例)ご契約期間とご利用開始日時・ご利用終了日時の関係

ご契約期間	ご利用開始日時	ご利用終了日時
0.5日(12時間)	4月12日 9:30	4月12日 22:00
1日(24時間)	4月12日 9:30	4月13日 10:00
3日(72時間)	4月12日 9:30	4月15日 10:00

4. 保険料（保険料相当額）の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料（保険料相当額）の決定の仕組み

● 基本保険料

保険料はご契約プランにより決定されます。お客様の実際の保険料については、PayPayほけんアプリでご確認ください。

各プランにおける0.5日(12時間)あたりの基本保険料および1日(24時間)あたりの基本保険料は、次表の通りです。

	お手軽プラン	基本プラン	安心プラン
0.5日(12時間)	800円	2,150円	2,800円
1日(24時間)	1,000円	2,700円	3,500円

(例1) 安心プランで、ご契約期間が5日(120時間)の場合、保険料（保険料相当額）は次のとおりです。

安心プランの 24 時間あたりの基本保険料 (3,500 円) ×5 日 = 17,500 円
(例 2) お手軽プランで、ご契約期間が 3.5 日 (84 時間) の場合、保険料 (保険料相当額) は次のとおりです。
お手軽プランの 24 時間あたりの基本保険料 (1,000 円) ×3 日 + お手軽プランの 12 時間あたりの基本保険料 (800 円) = 3,800 円

● 特約保険料

「時間単位型ドライバー保険の臨時被保険者に関する特約」を付帯する場合は、各プランにおける基本保険料に次表の特約保険料を加算します。

	お手軽プラン	基本プラン	安心プラン
0.5 日(12 時間)	400 円	1,100 円	1,400 円
1 日(24 時間)	500 円	1,350 円	1,750 円

(2) 保険料 (保険料相当額) の払込方法

P a y P a y 残高でのお支払となります。

5. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご確認事項（告知義務等）

1. 告知義務

告知義務は、P a y P a y ほけん「加入手続き」画面等に掲載している次の事項となります。

- ・ 借用自動車の用途車種について
- ・ 借用自動車の所有者について
- ・ 借用自動車について

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

2. クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

保険期間が 1 年を超えるご契約ではないため、クーリングオフの対象ではありません。

ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

通知義務はありません。

ご契約内容の変更は、ご利用開始日時までとご利用開始日時以降で次のとおり、取扱いが異なります。

<ご利用開始日時まで>

P a y P a y ほけんアプリでご契約を取り消し、新たにご契約のお手続きが必要となります。

<ご利用開始日時以降>

- ・ご契約期間の延長は、P a y P a y ほけんアプリでお手続きが必要となります。
- ・ご契約の解約は、P a y P a y ほけんアプリでお手続きが必要となります。
- ・その他ご契約内容の変更は原則できません。

※ご契約の解約は保険契約のご利用終了日時から 24 時間以内の場合はお手続きできません。

2. 返還保険料等

- ・ご契約を取り消した場合、返還保険料はご契約時の保険料（保険料相当額）全額となります。
- ・ご契約を解約した場合、返還保険料は解約前と解約後の差額となります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。
ただし、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの 8 割まで（ただし、破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

2. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご確認ください。

3. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

4. 加入手続きについて

P a y P a y ほけんアプリを経由してのお申込みとなります。

5. 重大事由による解除

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するご不明点は、よくある質問をご覧いただくなか、専用のお問い合わせフォームでお問い合わせください。

[PayPayほけん よくある質問]

<https://www.paypay-insurance.co.jp/faq/>

[PayPayほけん お問い合わせフォーム]

<https://www.paypay-insurance.co.jp/contact/>

<受付時間> 平日 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

保険金をお支払いする事由が発生した場合

保険金支払い事由が生じた場合はすみやかに下記いずれかの方法で、損保ジャパンへご連絡ください。お急ぎの場合はお電話でご連絡ください。

[web : PayPayほけん 保険金請求フォームへ入力]

PayPayほけんの【加入履歴】－対象契約の【保険金請求】－【webからお手続き】

[電話 : PayPayほけん 事故受付専用ダイヤル]

0120-232-167

<受付時間> 24時間365日

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

[一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター]

〔北ビダル〕 0570-022808 <通話料有料>

<受付時間> 平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●約款は、PayPayほけんアプリからご確認いただけます。

●取扱代理店 PayPayほけん保険サービス株式会社

●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部

メールアドレス：10_paypay_insurance@sompo-japan.co.jp

営業時間：平日 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）